

**第2回新屋まちづくり拠点施設整備基本計画
策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会議事要旨**

開催の日時 平成26年7月30日（水）午後1時30分～2時
開催の場所 西部市民サービスセンター3階大会議室
委員数 5名
出席委員 4名（委員長欠席のため要綱第4条第2項に基づきあらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理）

- 1 開会
- 2 協議 企画提案書提出者の選定について（以下要旨のとおり）

事務局	<p>【協議】 (1) 参加資格確認結果</p> <p>（資料に沿って説明）</p>
委員長 (代理。以下同じ)	<p>質問等はないか。 参加表明者は1社のみで、事務局の確認によると全て要件を満たしているという判断である。</p>
委員	<p>資料の各項目が全て丸になっているが、これが全て要件を満たしているという意味か。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
<p>【協議】 (2) 参加表明書評価結果</p>	
事務局	<p>（資料に沿って説明）</p>
委員長	<p>質問等はないか。</p>
委員	<p>最終選考までは、競争性を保つために何社が手を挙げたかは、公表しないということで良いか。</p>
事務局	<p>そのとおりであり、外部にはまだ公表しない。</p>
委員	<p>外面的には、あくまでも最後まで複数社が存在するように思われる形になる。</p>

委 員	今更仕方がないが、業界への周知が足りなかった可能性がある。委員を公表するのであれば宣伝もできたが、やはり立場上できなかつた。
事 務 局	事務局の手順としては、第3回審査委員会での最優秀提案者の特定が終わるまでは、参加表明数や委員名は非公表と決めていたため、それに基づいた公告の結果1社だったものである。
委 員 長	やはり1社であっても企画提案書の提出を求め、ヒアリングを実施するということか。
事 務 局	結果的に1社であったが、内容によっては不適任となる場合もあり得るため、やはり第3回審査委員会で企画提案に対するヒアリングおよびプレゼンテーションを実施し、委員からどういう考えの者が評価いただきたい。
委 員	最低点は設定していないのか。
事 務 局	設定はしていない。
委 員	複数社を前提として、評価の高い方を選定する手法ではあるが、1社の場合、評価点が標準点に満たないため不可ということにはならないということか。
事 務 局	そのとおりである。
委 員	その1社の点数が低過ぎた場合、最終的に点数、社名、委員名が公表されると、なかなか厳しい状況となるため、そうならない提案を期待する。
委 員	正直なところ、このまま設計業務まで随意契約して良いのか、慎重にならざるを得ない。
委 員 長	ちなみに、同時進行で実施した土崎地区の状況は、ここで明らかにできるのか。
事 務 局	外部へ公表しないようお願いしたうえでお伝えするが、土崎は2社である。
委 員 長	それを踏まえると、業界に知れ渡っていなかったということになる。

委員 今更ではあるが、JVも可となっていたため、ある程度の参加表明数を予想していた。委員を公表しない理由は、癒着等を防ぐ意味合いからであったか。

事務局 そのとおりであり、事前の接触等で情報が漏洩したり恣意的な判断が働かないようにということで、第3回審査委員会終了まで非公表としていた。

委員 委員がそうした自覚をしっかりと持っていれば、公表しても良かったかもしれない。

委員 これまでも同じような評価をしてきていると思うが、64.4という点数は通常の100点満点で考えるとどうなのか。

委員 要件にちょうど合致すれば非常に高くなり得るものであり、数字に関してそれほど気にする必要はない。

事務局 補足すると、一般的な100点満点であれば決して高くは見えないが、実は会社の業務実績が1件だけであったことが影響している。これは、受注形態、施設用途、直近の実績を評価することに加え、3件まで記載可能とすることで経験値を見るという意味合いも含まれており、3件の合計を3分の1とすることも公表していることから、経験値分が割り落とされたものである。

事務局 また、8月下旬の第3回審査委員会における委員の役割を説明すると、1社ではあるが対面式によるヒアリングおよびプレゼンテーションを実施し、提案内容、コミュニケーション能力等について100分の85の評価をいただく。それに100分の15に換算した今回の評価を加算し、100点満点として再確認することとなる。

委員 今回求める実績がなかったため、記載できなかったというだけの話ではないか。

事務局 ものづくり工房を同種の実績とし、美術館、図書館、コミセン等を類似の実績と位置付けたため、同種がなく類似で多少割り落とされたというのが現状のようである。

委員 この1社に関しては、同種・類似施設の実績を有するという要件自体は満たしているので不合格ではない。

事	務	局	まずは企画提案書の提出を求め、改めて審査をお願いしたいと考えている。
委	員		市のスケジュールは承知しているが、随意契約の話は公告でしているため翻らないか。
委	員		美大との関わり合いについての評価の仕方というものもある。
委	員		そういう条件で公告しているとなると難しいが、競争原理が働くようにしたものの、結果的に働かなかったことを考えると、長い目で見て本当にそれが良いのか、また美大が関わるというよりも、実際に新屋地区に良い物を作るという視点で考えた方が良い。
委	員		これまでの経験から、応募が1社だった際に競争原理に対する指摘を受けたこともあったが、ただその中で、提案者のこの部分は大いに評価していると胸を張って言えれば特段問題はなかった。
委	員		言えれば良いが、言えなかった時にどうするか。
委	員		やはり第3回審査委員会のヒアリング時に、むしろ委員側の方で相手から前向きな提案に加えその先にあるものを引き出すべきではないか。例えば美大や地元との協力体制等の考え方について問い掛けるだけでも、回答によっては評価に影響する。
委	員		まだ企画提案書も見ないうちに、憶測で物を言うべきではないと思う。
委	員	長	企画提案書の提出者の選定結果を8月1日までに通知する予定か。
事	務	局	そのように公告しており、本審査委員会終了後に土崎地区と併せて手続きを進めたい。
委	員	長	対外的には1社であったことは公表せず、参加表明者に通知するだけということで良いか。
事	務	局	そのとおりであり、現段階では何も公表せず、ただ通知するだけで選定された者も何社の参加表明があったか分からないものである。
委	員	長	ということで、委員も対外的に何社であったかは最後まで公表でき

ない。

委員 随意契約を前提とするという表現をしていたのであったか。

事務局 補足すると、公告では本業務に直接関連する他の設計業務、いわゆる基本設計および実施設計業務の委託契約を本業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定であり、今年度はその業務量をもって公募する旨、表現している。ただし、契約後に本業務が適正に執行されないとき、いわゆる市の指示に従わないとき、仕様書に求めている成果品が得られないときなど、また市側の都合で事業の実施を継続できない事由が生じたときはこの限りではないと、一般的な形で但し書きを付け加えている。

委員 1社だけであったことを理由とすることは難しいが、プロポーザルの見直しスケジュールも考えておいた方が良い気がする。

事務局 公告時のホームページ閲覧履歴を調べたところ、100から200件のアクセスがあった。当初、なかなか意思表示がなかったため気にして見ていたが、反応自体はあったと把握している。

委員 今回の要件であれば、参加表明しそうな設計会社はもっとあったように思う。

委員 最近の入札不調も多く、人手不足と業務量からも業界として手が回らず、あまり目がいかなかったかもしれない。

事務局 第3回審査委員会は、8月28日木曜日10時から秋田市職員研修棟で実施し、8月20日までに提出された企画提案書と事務局が準備した審査表を事前に配付するため、目を通しておいていただきたい。

後日改めて通知するが、当日は事務局による審査手法の説明後、企画提案書に基づいた説明15分、質疑10分、合計25分のプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、評価いただくこととなる。

(協議内容の承認を受け議事終了)

3 閉会